

(はいほ一ま)

南大浜地区等における用途地域の変更に関する事前周知

南大浜（はいほ一ま）地区等における、石垣都市計画用途地域を変更するにあたり、2019年3月1日（金）から1年間の周知期間を設けることとし、告示日（効力が発生する日）を以下とします。

2020年3月2日（月）

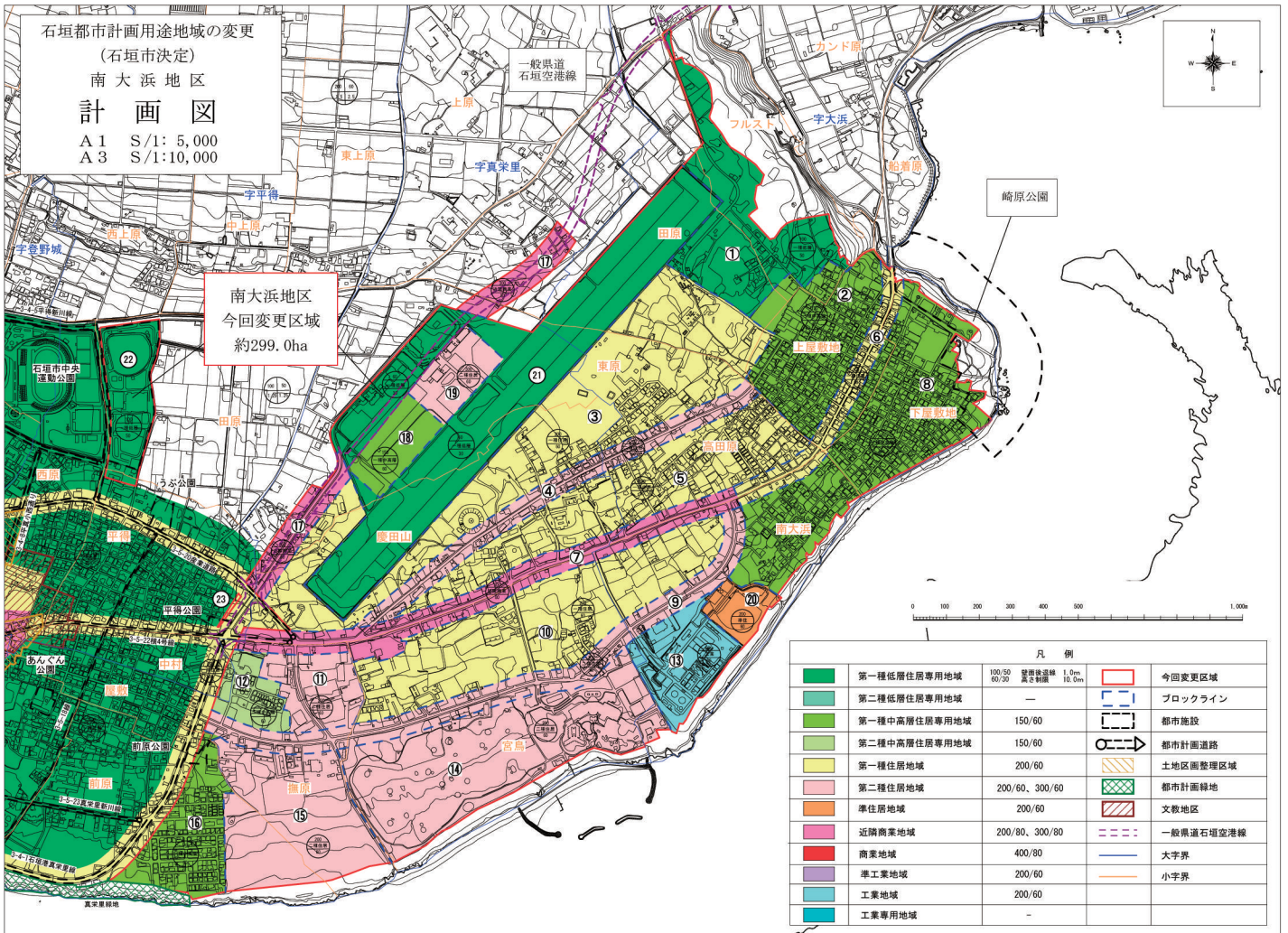
※用途地域の変更とあわせて、特別用途地区及び地区計画の変更も行います。
ただし、これについては、市議会での条例成立が前提となります。

※石垣市からのお願い
将来のまちづくりのため、これから建物を建てる際は、今回の用途地域変更後の内容に合わせた建築計画にしていただけると幸いです。ご協力をお願い致します。

詳細については、都市建設課 HP でご確認いただくか都市建設課窓口までお問合せください。

【問合せ先】石垣市都市建設課（TEL：0980-83-4207）

【石垣都市計画用途地域の変更計画図】



※大きい図面については、都市建設課ホームページ又は都市建設課窓口で確認できます。